

## よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 事業所は大阪府内にあるのですが、本店（住所）の所在地は他府県にあり大阪府内にはありません。この場合、大阪府の酒類販売事業者への支援金（以下「府支援金」という。）は支給されますか。

A 1 府支援金については、大阪府内に本店（中小法人等の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、大阪府外に本店や住所がある事業者は支給対象外となります。

大阪府外に本店や住所のある事業者におかれましては、本店や住所の所在する都道府県にお問い合わせください。

Q 2 国の月次支援金を申請中（今後、申請をする予定）ですが、大阪府の酒類販売事業者への支援金を申請することはできますか。

A 2 府支援金は、国の月次支援金の給付を受けている方を対象としていますので、国の月次支援金の給付を受けた後、大阪府に申請をしてください。

Q 3 大阪府以外の店舗も含め、複数の店舗を有しています。また、酒類販売以外の事業もあるのですが、月間売上をどう申請すればよいのですか。

A 3 府支援金は、店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で支給します。他の都道府県の店舗を含む全ての店舗、かつ、酒類販売業以外の他事業を含む全ての事業の売上で申請してください。

Q 4 令和3年4月の売上は、前年又は前々年の同月との比較で50%以上の減少となっているのですが、令和3年5月の売上は、前年、前々年ともに50%以上の減少になっていません。その場合の府支給金はどうなりますか。

A 4 府支援金は、対象月（令和3年4月～10月）の各月において、基準月（前年又は前々年の同月）と比較し、売上が50%以上減少していることが要件となります。よって、お問い合わせの場合、4月分のみが府支援金の対象となります。

Q 5 酒類販売業免許（酒類製造業免許）を紛失しているのですが、どうすればよいですか。

A 5 酒類の製造免許又は販売業免許通知書は再発行されませんので、所轄税務署において、証明書の交付を受け、写しを提出してください。

なお、迅速な対応をご希望される場合は、所轄税務署の酒類指導官に事前にお問合せください。

「酒類販売管理者標識」ではありません。ご注意ください。

Q 6 コロナ不況により経営が成り立たないため廃業したのですが、府支援金を受給できますか。

A 6 府支援金は、緊急事態宣言に伴う飲食店の休業・時短営業等により、経営の継続が難しくなっている酒類販売事業者の事業継続・立て直しやそのための取り組みを支援するものであるため、廃業された事業者は支援の対象外となります。

Q 7 国の月次支援金を特例給付で受けています。その場合、府支援金への手続きはどのようにすればよいですか。

A 7 国の月次支援金の特例給付を受けた方は、下記の一覧を参照して、基準月の売上を計算してください。また、申請に必要な書類についてご案内しますので、コールセンターまでご連絡ください。なお、特例を活用した給付については、通常よりも審査に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

#### <特例給付一覧>

##### 1 2019年・2020年新規開業特例

- ・2019年又は2020年に開業した中小法人・個人事業主

給付額＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数※<sup>1</sup>－2021年対象月の月間事業収入

※<sup>1</sup> 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

##### 2 2021年新規開業特例

- ・2021年1～3月の間に開業した中小法人・個人事業主

給付額＝2021年1～3月の事業収入の合計÷2021年の開業した月から

2021年3月までの月数※<sup>2</sup>－2021年対象月の月間事業収入

※<sup>2</sup> 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

### 3 合併特例

- ・2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人

給付額＝合併前の各法人の2019年又は2020年の基準月の月間事業収入  
の合計－合併後の法人の2021年対象月の月間事業収入

### 4 連結納税特例

- ・連結納税を行っている中小法人  
⇒ それぞれの法人が給付要件を満たす場合、法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能

### 5 事業承継特例

- ・2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業主

給付額＝事業を行っていた者の2019年又は2020年の基準月の事業収入－  
事業の承継を受けた者の2021年対象月の月間事業収入

### 6 罹災特例

- ・2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人・個人事業主

給付額＝罹災した年又はその前年の基準月の事業収入－2021年対象月の  
月間事業収入

### 7 法人成り特例

- ・2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者

給付額＝法人化前の2019年又は2020年の基準月の事業収入－法人化後の  
2021年対象月の月間事業収入

### 8 NPO法人・公益法人等特例

- ・特定非営利活動法人及び公益法人等  
⇒ 確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- ・寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人  
⇒ 追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

Q 8 国の月次支援金の申請は、基準月を前年同月として給付を受けました。ところが、府支援金を申請する場合、基準月を前々年同月とした方が、受給金額が多くなります。(前年を基準月とした場合、売上減少率は50%だが、前々年を基準月とした場合、売上減少率が70%となる場合等)  
この場合、国の月次支援金と異なる年の基準月で府支援金の申請は可能ですか。

A 8 国の月次支援金の申請の基準月の年を変更した方が有利となる場合には、特例として、基準月を前年から前々年に変更することを認めています。(その逆の変更も可。)

例えば、国の月次支援金は、前年4月を基準月として給付を受けたが、府の支援金は前々年4月を基準月として申請した方が、売上減少率が大きくなる場合は、特例として認めることとします。

国の月次支援金の基準月と異なる基準月で申請される場合は、必ず該当する基準月の売上台帳を提出してください。

Q 9 国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」を紛失した場合はどうすればよいですか。

A 9 お知らせはがきを紛失した場合は、次の書類をご提出ください。

【中小法人等の場合】

- ・履歴事項全部証明書
- ・国の月次支援金が振り込まれた部分が記載された通帳の写し及び通帳の表面

【個人事業者等の場合】

- ・本人確認書類(運転免許証の写し、パスポートの写し、マイナンバーカード(表面の写し。個人番号は黒塗りするなど見えないようにしてください。)、住民票など)
- ・国の月次支援金が振り込まれた部分が記載された通帳の写し及び通帳の表面

Q10 国の月次支援金を受給した際の基準月には、酒類販売業免許を持っておらず食品販売業を営んでいましたが、その後、酒類販売業免許を取得し、月次支援金の対象月には飲食店に酒類を販売していました。

この場合、府支援金の支給対象になりますか。

また、対象となる場合は、基準月の売上額はどのように計算すればよいでしょうか。

A10 令和3年3月31日以前に酒類販売業免許を取得されている場合は、府支援金の支給対象となります。基準月の売上額は、次のとおり計算してください。

(1)酒類販売業免許の取得日が令和2年4月1日以降、令和3年3月31日以前の場合

・基準月の売上額=酒類免許取得日以降の年間事業収入÷取得後月数

※免許取得日の属する月も、操業日数にかかわらず1か月とみなします。

※支給額は、国の月次支援金の給付額を控除してなお生じる不足分になります。

例) 令和2年10月に酒類販売業免許を取得した場合。

①令和2年10月以降の年間事業収入：150万円

②令和2年の免許取得後月数：3か月

③令和3年の対象月の月間事業収入：25万円

基準月の売上額=150万円÷3か月=50万円としてください。

※支給額は、50万円-25万円-国の月次支援金の給付額、となります。

(2)酒類販売業免許の取得日が平成31年4月1日以降、令和2年3月31日以前の場合

・基準月の売上額は、令和2年の同月を基準月とみなし計算してください。

(1)、(2)の場合とも、基準月を含む年の確定申告書類の提出が必要です。

ただし、申告期限が到来しておらず申告書類を未提出の場合は、提出の必要はありません。

Q11 府支援金を申請する予定ですが、令和3年11月から募集開始する「大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金」との重複申請は可能ですか。

A11 中小法人・個人事業者等一時支援金を受給している方は、府支援金（令和3年4月から同年8月分まで）は受給できません。

ただし、府支援金の9月分以降の申請は可能です。